

# 「認定通関業者に係る申告官署の選択制」の 取扱い終了について



## AEO通関業者の皆様へ

平成29年9月  
関税局・税関

平成22年7月から実施しております「認定通関業者に係る申告官署の選択制」（以下「選択制」といいます。）につきましては、平成29年10月8日の輸出入申告官署の自由化（以下「自由化」といいます。）の実施に伴い、その取扱いを終了します。

### 選択制の取扱い終了に伴う留意事項

- 選択制の取扱い終了に伴い、選択制担当部門に対して、選択制の利用取止めのための手続を行う必要はありません。
- 自由化の実施日の前日までに選択制を利用して行った輸出申告及び輸入申告等については、選択制の取扱い終了日以後においても、引き続き、当初の申告等を受理した税関官署で処理を行います。
- NACCSのあて先官署コードの自動表示機能（以下「自動表示機能」といいます。）については、選択制の取扱い終了に伴い、選択制利用のための設定が解除されます（設定解除のための手続を行う必要はありません）。

税関	選択制担当部門	
函館税関	業務部認定事業者管理官	0138-40-4254
東京税関	海上：業務部通関総括第1部門 航空：業務部航空総括部門又は 対象官署の通関総括部門	海上：03-3599-6337 航空：03-3599-6524 又は対象官署の通関総括部門
横浜税関	業務部認定事業者管理官	045-212-6125
名古屋税関	業務部通関総括第1部門	052-654-4085
大阪税関	業務部通関総括第1部門	06-6576-3313
神戸税関	業務部通関総括第1部門	078-333-3086
門司税関	業務部通関総括第1部門 認定事業者管理官	050-3530-8367 050-3530-8312
長崎税関	業務部統括審査官（総括）	095-828-8665
沖縄地区税関	通関総括第1部門	098-862-9291